

# 学校いじめ防止基本方針

宮城県泉高等学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関との連携のもと、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

## 2 いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

## 3 いじめの防止等に関する取り組み

### (1) いじめの防止

#### ① いじめに対する共通理解

- 職員全員のいじめの問題に対する取り組みの徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。
- いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。
- 校長や教職員は、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

#### ② 生徒指導の充実

- 生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

### (2) いじめの早期発見

#### ① いじめの認知

- いじめは、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。

#### ② 実態把握と情報共有

- いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全教職員で共有する。
  - ・ 生徒への定期的なアンケート調査（無記名式）や教育相談の実施により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
  - ・ 保護者面談の実施や保護者用チェックシートを積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
  - ・ 地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々から連絡しやすい体制を整備する。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
- いじめまたはいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
  - いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
  - いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
  - 生徒または保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
  - 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
  - いじめの通報を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
  - いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
  - いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
    - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
    - ・ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。
- ② いじめを受けた生徒またはその保護者への支援
- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
  - いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
  - いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取り調査やアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
  - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ③ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
  - 多くの生徒が被害と加害の立場の入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。
  - 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
  - 学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに荷担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気的形成されるよう指導を行う。
- ④ ネット上のいじめへの対応
- ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大をさけるため直ちに削除する措置をとる。
  - 県教育委員会と連携してネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
  - ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身につけさせるための情報モラル教育を充実させる。
  - 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せてネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

## 4 重大事態への対処

### (1) 事実関係を明確にするための調査

#### ① 調査組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、いじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。
- 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 調査にあたっては、県教育委員会の指導・支援のもと、関係機関と適切に連携し、対応にあたる。

#### ② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- 質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

#### ③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。
- 調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

#### ④ その他の留意事項

- 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたに過ぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
- 情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- 質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

#### ② 調査結果の報告

- 調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

## 5 その他の留意事項

### (1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施にあたっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

### (2) 組織的指導体制

いじめ問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応のあり方について、

全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取り組みの状況を評価し、評価結果を踏まえて取り組みの改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

(附則)

- 1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

# 平成30年度 いじめ対策年間計画

宮城県泉高等学校

■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画	留意点等	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中学・高校間の情報交換</li> <li>■ 学年間の情報交換・指導記録の引継ぎ</li> <li>■ 「平成30年度 いじめ対策年間計画」の提示</li> <li>○ いじめ根絶宣言（校長の決意を表明）</li> <li>○ 学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり</li> <li>○ 二者面談の実施（生徒・学級担任）</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校訪問等 新旧学年間等 職員会議 始業式等 LHR 面談期間 SHR等 PTA総会等 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報交換及び指導記録の引継ぎでは，いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。</li> <li>・ 学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行事等を通じた人間関係づくり</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>泉三校定期戦 SHR等 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> <li>■ 校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SHR等 保厚部との連携 職員会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月は人間関係に変化が起こりやすい時期であることに留意する。</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行事等を通じた人間関係づくり</li> <li>■ 「いじめの問題に関する個人点検（職員）」の実施</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ 三者面談の実施（生徒・保護者・学級担任）</li> <li>○ 「家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）」の配付</li> <li>○ いじめ根絶に向けた啓発</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化祭（泉高祭） 用紙配付 SHR等 面談期間 三者面談時配付 全校集会 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> <li>・ 保護者からの情報を的確に把握する。</li> <li>・ 職員間で情報を共有し，いじめ対策を点検する。</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ根絶に向けた啓発</li> <li>○ 夏休み明けの生徒の変化の把握</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ ネットトラブルの防止に向けた啓発（第1学年）</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全校集会 各学年等 SHR等 ケータイ安全教室 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休み後であることから，必要に応じて面談を実施する。</li> <li>・ ネットいじめの防止についても留意する。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行事等を通じた人間関係づくり</li> <li>■ 学校評価の実施（職員アンケート）</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>球技大会 学校評価委員会 SHR等 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> <li>・ いじめ対策を点検する。</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SHR等 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の人間関係の変化に留意する。</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの詳細調査「いじめに関する調査」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LHR 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細調査の結果を職員で共有し，具体的対策を講じる。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権週間（人権意識啓発活動）</li> <li>○ 二者面談の実施（生徒・学級担任）</li> <li>○ 学校評価の実施（生徒・保護者アンケート）</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ いじめ根絶に向けた啓発</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター掲示等 面談期間 学校評価委員会 SHR等 全校集会 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前月に講じた具体的対策によって，どのような変化が生徒に起こったかについての確に把握する。</li> <li>・ 人権意識を高める。</li> <li>・ いじめ対策を点検する。</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬休み明けの生徒の変化の把握</li> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年等 SHR等 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の変化を確認する。</li> <li>・ いじめ対策を点検する。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SHR等 保厚部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の変化を確認する。</li> <li>・ いじめ対策を点検する。</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの簡易アンケート「学校生活アンケート」の実施と対応</li> <li>○ いじめ根絶に向けた啓発</li> <li>○ SCによる教育相談の実施</li> <li>■ 記録の整理，引継ぎ資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SHR等 修業式 保厚部との連携 当該学年・部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。</li> </ul>

※1) 各学級は，「クラス討論」などの話し合い活動をLHRにて必ず実施する。 ※2) 学年PTA行事の際にも，いじめ対策の一環として利用する。 ※3) SCによる教育相談に係る研修会を開催する。